

営業力強化支援促進事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、営業力の強化を図ろうとする県内中小企業者等に対し、専門家の知見を活用した実践的な助言・指導等による支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げる者のうち、県内に主たる事務所または事業所を有する者とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条に規定する中小企業者
- (3) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）第3条2に規定する中小企業者
- (4) その他、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる事業者は、次の要件に該当する中小企業者等とする。

- (1) 支援センターの個別支援のもと、日本成長戦略会議における17戦略分野のうち未参入の分野へ参入する意欲のある中小企業者等であること。
- (2) 経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

(事業内容)

第4条 支援センターは、前条に規定する中小企業者等のうち個別の支援を希望する者（以下「支援企業」という。）が日本成長戦略会議における17戦略分野へ参入するため、営業力の強化に資する専門家を派遣し、適切な助言・指導等を行う。

(専門家の派遣申請)

第5条 前条により専門家派遣を希望する支援企業は、理事長に営業力強化専門家派遣申請書（様式1）を提出しなければならない。

(派遣専門家の制限)

第6条 派遣する専門家（以下「派遣専門家」という。）は、次の各号の一に該当しない者とする。

- (1) 支援企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 支援企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を所有する企業に在籍する者
- (3) 発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式若しくは出資を、支援企業が所有する企業に在籍する

者

- (4) 支援企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者

(派遣回数)

第7条 支援企業に対する専門家派遣回数は、予算の範囲内において、一支援企業あたり5回までとする。

(専門家派遣の決定)

第8条 理事長は、営業力強化専門家派遣申請書（様式1）の提出があったときは、次の各号に該当するか適否を審査し、専門家派遣の実施を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り等調査を行うものとする。

- (1) 第2条、第3条の規定に合致していること。
- (2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項。

(専門家の派遣)

第9条 理事長は、専門家の派遣にあたっては、支援センターの専門家派遣事業における登録専門家、支援センターが推薦する専門家、又は支援企業の希望する専門家のなかから、営業力強化支援促進事業専門家選定要領に基づき適切な専門家を選定して派遣する。

2 理事長は、派遣専門家を決定したときは、派遣専門家に専門家派遣による営業力強化支援依頼書（様式2）により依頼するとともに、支援企業に専門家派遣決定通知書（様式3）をもって通知する。

3 派遣専門家は、初回の派遣時に支援企業と支援計画の打合せを行い、無形資産可視化ツール（様式4）および営業力強化支援計画表（様式5）を速やかに理事長に提出する。

(支援企業、派遣専門家の責務)

第10条 支援企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に努めなければならない。

2 派遣専門家は、支援企業の営業力の強化に資する課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

3 専門家派遣における1回の支援時間は、3時間以上を基本とする。（少なくとも2時間以上とする。）

なお、支援時間とは、派遣専門家が支援企業に対して実際に対面又はWEB会議等による支援を行った時間とする。

4 派遣専門家及び支援企業は、専門家派遣業務に関して、支援センターから報告等の求めがあったとき、または指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

(変更及び中止)

第11条 支援企業または派遣専門家は、専門家の派遣に関する決定内容に、変更又は中止の必要が生じた場合、ただちに支援センターに対し、報告し指示を受けなければならない。

2 前項の変更について報告を受けた支援センターは、支援企業または派遣専門家に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

3 第1項の中止について報告を受けた支援センターは、内容を精査のうえ、速やかに中止等の必要な手続きを実施するものとする。

(派遣専門家の業務報告)

第12条 派遣専門家は、各回の助言・指導等を実施した後、速やかに営業力強化支援業務報告書(様式6)を理事長に提出するものとする。

2 派遣専門家は、助言・指導等が全て完了した後、速やかに営業力強化支援業務総括報告書(様式7)を理事長に提出するものとする。

(派遣専門家の義務)

第13条 派遣専門家は、本業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(支援企業の専門家派遣結果報告)

第14条 支援企業は、派遣専門家による助言・指導等がすべて完了した後、速やかに営業力強化専門家派遣結果報告書(様式8)および新分野への新規参入計画書を理事長に提出するものとする。

(派遣の費用負担)

第15条 専門家派遣にかかる派遣専門家への下記(1)及び(2)の経費は支援センターが負担するものとする。

(1) 派遣専門家への謝金(別表1に掲げるとおり)

(2) センター規定により算出した専門家派遣にかかる旅費

(その他)

第16条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は令和6年5月30日から施行する

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する

別表1（第15条関係）

支援時間	専門家謝金（税込）
3時間以上	30,000円
2時間以上3時間未満	25,700円